#### アーカイブズ ----アカウンタビリティを越えて----

藤 吉 圭 二 (追手門学院大学)

#### はじめのあいさつ

失礼します。追手門学院大学の藤吉といいます。今日は呼んでいただいてありがとうございます。せっかく色んな分野の方がいらっしゃってると思ったので、今日は生煮えの話題もいくつか詰め込んで持ってまいりました。これまでに自分がやってることについては、別途の資料として、薬害アーカイブズに関する資料と、それから海外の学会でアーカイブズに関するセッションをした時にまとめた報告書、英語の報告書を持ってきていますので、関心を持って下さる方には見ていただければと思います。今回はけないとまた重い目をして持って帰らないといけないので、よかったら、お仲間で読んでいただけるようであれば、何冊かお待ちいただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

今回の報告では「アカウンタビリティを越えて」という副題をつけましたが、特に大それたことを考えているわけではなくって、今の我が国の記録管理の状況が惨憺たるものであるってのは、すでにここにいらっしゃる方々ご承知のことと思います。もう「証拠を示せ」という、それだけにこだわるというのは、そこは今回もう置いといて、もう少し先のことを考えたいというのが、今日の報告の要点です。

今回この場に呼んでいただいたのは、いま私が薬害被害者団体の資料、薬害アーカイブズの整理に関わっているというのが大きいかと思いますが、最初から自分がそれに集中していたかというとそういうわけでもなく、そこに至る経緯も含めて今アーカイブズというテーマで考えていることを今日はまとめてみたいと思います。話の流れとしては、まず簡単な自己紹介、アーカイブズというものと関わるようになったとっかかりから始めて、最近の取組みまでをご紹介します。そのあと、そういう取組みの中で考えた民主主義社会におけるアーカイブズの役割のようなものを聞いていただいて、最後に少し、知る権利の保証について、これはちょっとしたエピソード

といったものですが、それをご紹介しておわり、ということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### アーカイブズなるものとの出会い

で、どういう経緯で私がこういうことをやるように なったか、こういう分野に入ってきたのかっていうのを 簡単に紹介させていただきたいと思います。決して最 初っから専門分野としてこういうことをやっていたとい うわけではなくって、1998年に、35歳の時ですけれども、 和歌山県にあります高野山大学というところに勤めるよ うになりまして、この時35で正規職員になりました。そ こで情報処理委員会というところに配属されて、高野山 あるいは大学が持っている所蔵品、まあ仏教芸術、密教 芸術ですけれども、あるいは大判の古地図などもありま すが、そういうものをデジタル化してインターネットに あげて — ちょうど時期的には Windows 95 から Windows98、ISDN から ADSL という、その頃です。私 が勤め始めた 1998 年の秋に高野山大学にも学内 LAN が 敷設されました――それをネットにあげて、「本物に囲ま れた環境で学びませんか」という、情報処理委員会とい う名の、まあ広報委員として、「できることを探しなさい」 ということを大学から命じられて動くようになりまし た。言ってみれば、研究活動というよりも最初は学内業 務としてとりかかったというのが、そもそもの始まりで す。パソコン上で一太郎を使って文章作成をしたり、あ と大学院の終わりかけのころには電子メールを使ったり はしていましたが、インターネットにはほぼ無縁の状態 でそういう調査を始めることになりました。

そういうわけで、当初この分野には全くの素人でした。 というか、それがひとつの分野をなしているということ さえ全然知りませんでしたので、とにかく文化遺産とか デジタル化とかアーカイブ、アーカイブズとかいった名 のつくような研究会に、大学の予算の許す範囲でほぼ手 当たり次第に出張させてもらって顔を出すようになっ て、東大史料編纂所の研究会(前近代日本の史料遺産プ ロジェクト)ですとか、そういうところにも出入りをして、ISADとかEADとか、図書館とは異なるアーカイブズの管理のしくみなどをにわか勉強したっていうのが、この前後、だいたい2000年前後のあたりです。

この時期ちょうど大学の資料を、あの、高野山には霊 宝館という博物館があって、そこにもいいものがたくさ んあるんですけれども、権利関係などもあってなかなか デジタル化してネットにあげるということはできないっ ていうので、まずは大学の持っている古地図など、1.5m × 3.5m という、そういう巨大な高野山の古地図をネット で快適に見られるようにするってなことを、和歌山県か ら研究助成をいただいてやったりしていました。ちょう どこの頃から、もともと文化財っていうのは基本的には あんまり自分に関係がない、というか、関心のないもの だったんですけれども、こういう作業を進めるなかで 「人々の共有財産としての文化財」という意識を持つよう になりました。とはいえ、共有財産なんだけれども基本 的には所有者はいる。高野山の宗教的な美術ですと、例 えば弘法大師像、空海像などもあるわけです。そういう ものを簡単にネットにあげて、プリントアウトされて、そ れこそ「お大師饅頭」のようなかたちで包み紙などに使 われたら、それは文化財かもしれないけれども信仰の対 象でもあるような美術品、芸術作品というものを扱うに は、「とにかくオープンにすりゃいいっていうもんじゃな いな」っていうことをその前後に考えるようになりまし た。今の視点からのあとづけになりますが、人々の共有 財産をネットの世界で共有するためのあり方とか作法と か、そういうことも公開作業とは別に考えないといけな いなというようなことを考えていたんだと思います。

で、この高野山にいる間にちょっとした研究会を立ち上げて、たぶんこちら(立命館大学)の映像学部で教えてらっしゃる古川耕平先生とか、今、工芸繊維大学にいらっしゃる森真幸先生ですとか、近畿大学の生物理工学部という、和歌山県にある近畿大学の分校があって、当時そこで院生をなさっていたみなさんと協力して、寺院文書の目録作成とか失われた建造物のデジタル技術による仮想再建とか、色々な作業にかかわっていました。

が、あるところで頭打ちになりまして。どういうことかというと、こっから先、例えば古地図で「やろう」と思っていましたのは、スライドのここにも「入来院家古文書が手本」というふうに書いてありますけれども、これは東京大学史料編纂所のホームページで当時から公開されているものです。文書(もんじょ)名のリストがあって、そのリストを一つクリックすると、右側にテキスト

に起こした文書(ぶんしょ)が出てくる。で、左側にデジカメで撮影した文書(もんじょ)の写真が出てくる。「こういうことをやりたいな」というふうに考えていました。

高野山っていうのは、寺と名前がつくのは極々少数で、基本的には金剛峯寺だけで、あとは例えば大圓院ですとか、無量光院ですとか、西南院ですとか、全部「院」という名前がついています。これは、それぞれにお坊さんがいらして、で、歴史的に、ある地域の大名、あるいは都の公家といった人々と強いつながりを持っていた。なので、その、地元で、例えば戦争や自然災害なんかで失われた文書(もんじょ)が、高野山へ行くと「あのお寺にあるよ」っていうことがあるというのは、歴史関係の方であればご存知かと思います。

なので、マウスポインタを動かして、あるお寺をプチってやると、そのお寺の沿革ですとか、このお寺にどんな文書(もんじょ)が保管されているかとか、バッとリストが出てきて、そのリストの中で一つをクリックすると、この入来院家文書のように、テキスト起こしした文書そのものと、それからデジカメ撮影した文書の現物の写真が出てくるっていうようなことをやりたいな、と思ってたんですが、いかんせん資金力と人材というか、私自身が古文書(こもんじょ)、つまり崩し字の文章を読めませんので、「今から古文書読解の訓練するかなあ」と、ちょっと悩んでいた、というか、億劫に感じていたところで、別件で、オーストラリアへ連れてっていただいて、まあびっくりしたわけです。

#### 歴史遺産から行政資料へ

例えば行政機関のスタッフの、ものによっては電子メールのやりとりまで PDF にして公開されてる、ネット上で公開されている。これはもちろんオーストラリアとか、国内だけではなくて、ネット上ですから私たちも日本から見ることができます。

で、私ごとですけれども学生時代――最近時々、例えば『ワンダーウォール』とかで話題になったりする―― 京都大学の吉田寮っていうとこに住んでいまして、そう いうとこに住んでいるとどうなるかっていうと、基本的 に「当局は敵」というふうに見なすようになります。

#### 会場 (笑)

で、「当局のバックにいる文部省も敵」というふうに見

なします。こうなった時にどうなるかっていうと、敵同 士ですから基本的に手の内は見せないはず、なんですね、 お互いに。カードは隠し持っておく。で、そういうメン タリティのままオーストラリアのアーカイブズ管理と情 報公開を目の当たりにして、「こいつら敵のくせに、じゃ んじゃん情報公開してやがる」――あの、そういう見方 自体がちょっと不健康だったかもしれませんけれども、 これが一つのカルチャーショックになりまして。ちょっ と文化財とか古文書は手が出ないけれども、人々の共有 財産としての行政文書だったら、これだったらちょっと 社会学の方に引っ張れるんじゃないか、と思って、だん だん情報処理委員とか広報委員というその肩書きから、 社会学専攻みたいなのを使って出入りするようになった のが、全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会) ですとか、日本アーカイブズ学会――ぜひご加盟いただ ければと思いますが――日本アーカイブズ学会ですと か、そういう学協会です。

最近は、あの時びっくりしてもうかれこれ10年ちょい経ちますけれども、オーストラリアのヴィクトリア州のVERSというのは、"Victorian Electronic Records Strategy"、「ヴィクトリア州の電子記録の管理戦略」とでも訳したらいいでしょうか、VERSを中心とした公文書公開。仕組み、法、ルールと、それからそのルールが実際に現場でどう運用されているか――やっぱり実際に行ってみると、例えば省庁によって、ヴィクトリア州政府のもとに省庁がありますけれども、省庁によって結構一所懸命使っている省庁と、あんまりピンときてない省庁といくつかあるので――そういう現場での運用面での調査を、科研費をいただいて、地道に進めています。

あと、サンフランシスコ、色々な過程でサンフランシスコの GLBT、セクシャルマイノリティーの人たちですが、GLBT 歴史博物館の人たちと交流ができて、調査させていただいてるので、その調査を進めているっていう活動があります。この秋には設立メンバーのお一人をお招きして、福岡、京都、東京の三か所で講演会も実施しました。

あともうひとつは――これは今、大阪府と大阪市から立ち退きを要求されて係争中の大阪人権博物館、リバティ大阪を拠点にして作業していますが――薬害の被害者団体のみなさんが所蔵している資料の整理と調査、これを進めています。

あとは勤務先のアーカイブズ、これ「学院志研究室」といって、「し」というのは歴史の「史」ではなくて「志」で、いちいちこの、言葉にこだわるのは若干うっとうし

いんですけれども、「ここでアーカイブズの室長というのをやりなさい」と言われて、まあ大学の歴史的な資料や 組織文書をどうするか、っていうことを少し考えています。

で、ここから先、受験生確保に忙しい私立大学に勤める一員ですので、高校とかへ出向いて出前授業をすることがあります。その時に話す内容を少しふくらませて、この場で聞いていただこうと思うんですけれども。それは決して、ここにお集まりのみなさんを高校生扱いする、中学生扱いするっていうことではなくって、「アーカイブズって大事だよね」っていうことを例えば10代の人たちに分かってもらうには、どのへんから入って、どういうふうに話を持っていったらいいか、そういう試行錯誤の一例として見ていただいて――だから生煮えのところが多いんですけれども――その試行錯誤の実例を見ていただいて、色々アドバイスを頂戴できればというふうに考えています。

#### アーカイブズの役割を説明する

今日もこちらにお越しの古賀崇先生の「アーカイブ ズっていうのはコレクションじゃなくて、組織記録の集 積なんだよ」っていうのが、スライドでご覧いただいて いるように、綺麗にまとめてくださっているので、まず アーカイブズをこういうものだと確認したところから進 めたいと思います。まずアーカイブズというのは、組織 や個人が活動をする中で、時系列に沿って作成され、蓄 積される記録を集積したもの。なので、例えばあちこち 旅行に行って、旅行する先で、例えば私は蛙が大好きだ から、行く先々でカエルの置物とかのグッズをいっぱい 集めて、というような、その、全然、空間的にも時間的 にも、それから組織的にも関係のない、ただ「カエル」と いうテーマだけで集められたそういうものとアーカイブ ズは異なる。そういうものはコレクションと呼んで、そ れとは一線を画しているっていうのがアーカイブズなん だっていうふうに考えて進めていきます。

で、もう最近あんまりやってないようなので、とっかかりの例としては少々古くなっていますけれども、ひと昔前、10年ちょい前に「NHK アーカイブズ」という番組のシリーズがありました。ご記憶の方もあるかと思います。3種類、アーカイブズには3種類あるというのがここのスライドに挙げられていて、まず一つ目、過去の番組から視聴者のみなさんのリクエストに応えて、「お声がかりの高かったものを再放送します」ってそういうシ

リーズ枠として「NHK アーカイブズ」ってのが始まっ て、次に二つ目、その後、埼玉県の川口市にそうした番 組コンテンツを収蔵する施設ができたってことをご存知 の方も――「NHK 番組アーカイブズ学術利用トライア ル」というのをご存知の方、実際なさっている方も― いらっしゃるかもしれません。それから三つ目として ----これがここでの本題になるわけですが-----例えば-つの番組を作るにもプロデューサーが企画書を書き企画 会議にかけ、色々な議論が出て、そういう議論が残るん だったら議事録に残る。会議で承認されて実際に番組作 ると決まったら、関係者にアポを取ったり、あるいはも のを買ったり取材先で宿泊などしたら領収書を作っても らったり、あと最後は会計処理をする。そういう、組織 の活動記録、これのことが、まあここで使いたいアーカ イブズっていう言葉の意味だっていう、駄目押し的に押 さえておきたいと思います。

#### 三権分立について

で、この先、高校にお邪魔して出前授業をするときに は「みなさん現代社会の授業習ってると思いますけど」、 というような前置きをして、こんな話をします。公民と か、現代社会とか、いくつか科目名は時代によって変わっ ていますけれども、その高校生の時の教科書――今は「現 代社会」と言いますが――それを見ると、スライドには 書いてないので、ちょっとだけ口で喋らせていただくと、 三権分立のことが説明されています。三権分立について どんなことが書かれているかというと、権力というのは 三つに分かれています。三つに分かれていて、「何で三つ に分けるんですか? |というのを考えてみます。これ、 「高校現代社会」の教科書レベルでは、「権力は一つにま とめてほっておくと、暴走して人々に迷惑をかけるから、 だから分けてお互いに牽制させ合うようにしてるんで す」というような言い方が、おおむねどの教科書にも出 てきます。「固めてほっとくと悪さをする、だから分けと くんです」ということです。

この説明にはいくつかの質問を出すことができます。まず一つは、「じゃあ、そんな悪いもんだったら、権力ってそもそもない方がいいんですか?」という質問。こういうことを質問してもいいはずです。で、もちろん「無政府主義」という考え方はありますが、基本的に教科書ではその考え方はとらないので触れません。

もう一つの質問は「分けるとして、三つっていうのは 何なんですか?」というものです。まとめといてほっと くと暴走する。だからバラバラにしておくっていうんだったら、例えば五つとか七つとか、もっと細かく分けといた方が、一つひとつの力も小さく弱くなるし、いいんじゃないですかというような質問です。要するに「何で三つなんですか? みっつに分けるということに何か意味があるんですか?」っていうことを考えたときに、こんなふうに説明できるんじゃないでしょうかっていうのを、アーカイブズにからめて考えてみました。それが今から聞いていただこうと思っていることです。

#### アカウンタビリティ(説明責任)と三権分立

今は、「政治家はこの件について説明すべきだ」とか、 「役所はこの問題に対する姿勢をはっきりさせるべきだ」 とか、色々なところで出てきています。で、こちらにお られる多くの方々も説明を求める側、あの「及ぶ」とい う漢字を書いて「追及する」側に回られることも多いと 思います。そんな程度の説明じゃ我々は納得できないと いう場面に立ち会われた方もあるかもしれません。この ことを、説明する側から考えると、どうやったら相手を 納得させられるのか――まあ、場面によってはどうやっ たらこの突き上げをかわせるのか、のようなアプローチ にもなるのかもしれませんが、それはさておき――「ど こまで説明したら、『説明責任』という責任を果たしたと 言えるのか」、これは考えてみると結構厄介な問題ではな いかと感じます。たとえば「相手が納得するまで、実行 に移してはいけませんか?」のような問いを立てた時に、 なかなか厄介な問題を含んでいるんじゃないかと考え て、こんなふうに、この問に対する説明を立ててみまし

アカウンタビリティといったときに求められる説明責任というのは、こういうふうに考えたらいいんじゃないか。つまり、その時点で定められていた法律やその他の規則に基づいて、業務がきちんと処理されていること、それをしかるべき書類などをそろえて示すことができれば、それで説明責任は果たされると見なすこと。つまり、「私たちはちゃんとルールにのっとって仕事をしていますよ」と言えれば、それで説明責任は果たせる、というふうに言っちゃうわけです。もちろん、ルールを守って多くの業務が進められているかというと、現実はそんなんじゃないということになりますが、それはさしあたり置いときたいと思います。

とにかく「ルールに従って業務を遂行した」というこ とが示せたら十分で、「ルールに従って遂行した業務が

人々にとって『いいこと』だったかどうか」というのは、 それは行政に考えさせちゃいけない、というふうに考え た方がいいのではないか。というので、つまり、責任者 を追及するようなアカウンタビリティの使い方ではな くって、例えば小学生の時の夏休みの宿題の計画からし てそういうものですけれども、計画を立てて、計画通り いかない。あるいは計画を立てて、計画通りやったけれ ども、あんまり実りがない。そういう経験は多くの方に おありだと思いますし、私もそんな感じでしたが、要す るに、ルールにのっとって、あるいは計画通りに適切に プロセスを処理したにもかかわらずアウトプットで不具 合が生じることっていうのは、たぶん結構あるはずなん ですね。この時にこそ、アーカイブズの役割というのが 重要だと。「きちんとやったはずなのに、どこがまずかっ たのか? | ということを検討するには、実際どういうふ うに、何をどうしたのか、失敗を踏まえて次の策を練る には、失敗に至るまでのプロセスをきちんと再現できな ければ、「どこがまずかったか?」というのは検証できな いわけで。そこを検証して、「よりマシな処理」のための ルールを追求する、というのがアカウンタビリティの本 義と考えた方がいいんじゃないかなあ、と。もう、「下手 人さがし」で終わるのはそろそろやめにしたいなあ、と いうのが現時点での個人的な印象です。

で、三つということについて、この権力が三つに分か れてるっていうのは、こういうふうに言ったらどうか なっていうのがこのスライドです。これ、私のオリジナ ルではなくて、フランスの法学の先生がおっしゃってる ことですけれども。立法というのは、行政がやるべきこ とを法のかたちにまとめるということを任務にする。で、 行政というのは、立法が法のかたちにまとめた「やるべ きこと」を、法で言われた通り、ルール通りに実行する。 これが立法権と行政権の関係だというわけです。で、司 法は、今回あんまり立ち入りませんけれども、一つは「行 政が立法で定められた通りにちゃんと仕事をしています か?」、もう一つは「立法が定めたルールは、それはコン スティテューション (constitution) にちゃんと準拠して いますか? 憲法に準拠していますか?」っていうこと を審査する。この立法と行政の関係の中でアーカイブズ を考えたい、というのが、ここでの主眼です。

この立法、行政、司法というのは、人間の行動の三つのステップ、つまり、「計画する」「実行する」「あとで見直す」。この「あとで見直す」っていうのは司法の役割とちょっとずれるかもしれないですけれども、「プラン(Plan)、ドゥー(Do)、シー(See)というのがちょうど

三権にあたっているんだ、というふうに考えると便利だ よ」っていうふうに、中学生や高校生には伝えています。 なので、行政の説明責任というのは、「これはみなさん のためになることですから、みなさんにとってよいこと です」っていうこと、実行しようとすることが人々にとっ てよいことなんだと説明する責任というのではなくっ て、自分たちの遂行した業務が法をはじめとして定めら れたルールににのっとったものであることを示す責任で あると――で、実は、法っていったって、それをそもそ も役人が作ってるんじゃないかということは、もちろん ありますけれども――とにかくこの仕事は法律の指示す る通りに実施しましたということを証拠書類を示しなが ら説明する責任にとどめる。ここでは、立法に命じられ て、行政の遂行した業務が結果として国民のためになっ ているかどうか、などは問われないと考える方がむしろ いいのではないだろうか、というふうに今は思っていま す。

#### 現場レベルでルールを曲げることについて

あの、「水際作戦」という言葉をご存知の方もいらっしゃる、もしかしたら多いかもしれないと思いますが、最近あんまり評判のよくない生活保護というものを受けようとして役所の窓口にやってきて、何だかんだと理屈をつけて、「あなたは無理ですよ」とか「もうちょっと努力してください」とか「こういう工夫もありますよ」というふうに追い返すのを、申請を受ける側の視点から「水際作戦」というふうに呼ぶ場合があります。もし、その人の持ってきた書類が不備であれば、それを修正したらいんですが、もし書類も整っていて条件がそろってるんだったら、それは自動的に、乱暴に言って自動的に資格があるかどうかが決まるはずで、そこで「あの人が受付にいるときはオッケーだし、でも別のあの人がいるとやりにくい」というようなことがあっては、基本的にはまずい。

この「水際作戦」を申請する側、役所を追及する側からいうと、「窓口交渉」というふうな言い方になるんだと思いますが、こういうケースはどうでしょうか。窓口交渉によって「ルールはこうなっているかもしれないけれども、でもそれは我々のためにならないから、ルールはさておき、こうしなさい、こうすべきだ」というふうに言うとしたら、それは公務員に対する、なかなか厳しい要求ですね。背任を要求しているということにもなりかねない。定められたルールを曲げて何かをしろと言って

る場合にはそうなります。まあ、もちろん、「ちょっと目を離すとすぐルール通りやらなくなるから、目を光らせてルール通りやらせる」っていう窓口交渉もあるので、その辺はなかなか微妙だと思いますが。

行政の説明責任というのはそういうものだっていうふうに考えて、もしルール通りにやってうまくいかないとすれば、それは行政がどうこうする…、ちょっと気を利かせて、「このルールないことにする」とかそういうのではなくて、法律や規則に不具合があれば、行政から立法に投げ返して、もう一度、「このルールでやると、結果まずいよ」という見直しを求めることが重要になる、というふうに考えるようにします。

#### 個人主義と民主主義

で、こっから先は、責任を追及する側、行政の説明責任を求める側の課題で、例えば、高校の出前授業では「個人主義と民主主義という言葉、みなさん知ってると思いますけど」と前置きしてこんなことを聞いてもらいます。

個人主義というのは基本的に、「私のことは私が決める」ということを尊重することで、民主主義というのは「私たちのことは私たちが決める」ということを尊重すること、そういう社会のことです。「私たちのことを誰か別の人が勝手に決めちゃいけない」という考え方を大事にするということです。

でも、これは――オヤジギャグと思っていただいていいですけれども――「個人主義から民主主義へいくと、『私のことは』というのが『私たちのことは』となって、こういうふうに『たち』が入るだけで、これ非常に民主主義ってのは『たちが悪い』ものになるんです」と言って、こんな感じで説明をつづけます――どんな課題にしても、もちろん色々な人が色々な意見を持っていますから、それを調停するのに時間と手間がかかる。これは当然です。いろいろと意見が分かれているのを「どこに着地させるか」っていうのが課題になる。民主主義は手間がかかるといえば、多くの場合こういった面をさしてのことと思います。

これを言ったあとでつけ加えるのはこういう話です。 ひとつの課題について意見がいろいろ分かれるというだけではなくって、例えば「交通事故でお父さんを亡くした子どもたちが途端に学費の工面ができなくなって、学校に通いにくくなりました。これ、みなさんの問題だと思いますか?」というふうに聞いてみると、質問してもなかなか 答えてくれる高校生ばっかりじゃないですけれども、答えてくれる人の中でも意見が分かれます。つまり、その問題が「私たち」の問題であるのかどうか? ここから考えないと、つまり、どこまでが「私の問題」で、どこからが「私たちの問題」なのか、その線引きをする作業自体で民主主義は十分に厄介だということです。

こうやって考えると、そういう意味では、ある程度、意見を同じくする人たちが集まっている政党というのは大事なのかなと思いますが、これはスライドでクエスチョンマークがついてる通り、生煮えどころかまだ生のまんまなので、ここでスルーします。

#### ルーチンとしての「サツまわり」

最後、「知る権利をめぐって」というところですが、スライドで表紙をご覧いただいている本、これ、ずいぶん前の本なんですけれども、『ヴァージン・オア・ヴァンプ (Virgin or Vamp)』と書いてあります。「乙女か、妖婦か」ぐらいで訳したらいいでしょうか。性的な被害を受けた人、女性が、どのように報道されてきたかについて、いくつか実際の事例を取り上げて検討している本です。「あいつはあんなアバズレなんだからそんな目に遭っても当然だ」、ヴァンプ(vamp)というふうに見られて報道されるか、「あんないたいけな娘さんがあんな酷い目に遭って可愛そうだ」、ヴァージン(virgin)というふうに扱われて報道されるか、ということを、コロンビア大学のジャーナリズムの先生がまとめた本です。

その4章、"She should be punished (彼女は懲らしめ を受けるべきだ)"、これは被害者がヴァンプ (vamp) と して見られたケースです(ジョディ・フォスターさん主 演の映画『告発の行方』のもとになった事件です)。要は スライドのこの部分ですね。新聞記者が警察署へ行って、 「日課となっていた日報の確認」をしたというところで す。日報には、その日に「報告として上げられた日々の 犯罪記録」というのが書き込まれている。こういう行政 の記録――警察も行政権力の一部ですからその活動記録 ──が文字になって、書面になって、オープンな、オー プンアクセスできる場に置かれているというのは、結構 大事かな、というふうに思ってご紹介をします。実際、警 察情報、警察の活動情報というのが、報道企業の記者に とって、どのぐらい夜討ち朝駆けをしないと取れないも のなのか私は知りませんけれども、今だったらネットに あげておけばそれだけで十分な内容のものでもいざ入手 しようとすると意外に手間がかかるという状態がそもそ

もおかしいんじゃないかと考えてみるのは重要なこと じゃないかと思います。で、「情報源と懇意にならないと 取れる情報も取れない」とか、「懇意になると取れない情 報まで取れる」とか、実際にどうかまではわかりません が、そういう苦労をして手間をかけて、本来ならもとも とオープンになっていなければならない情報を隠し持っ ている情報源にアプローチするというようなことがある と、たとえばちょっと前にニュースになったような、た しか相撲部屋の犯罪情報にかかわることだったと思いま すが、「警察と相撲部屋、両方の関係者と懇意になったが ために、捜査情報を相撲部屋に流す記者がいた」とか、そ ういうことも起きやすくなる。ある意味、取材対象のた めのメッセンジャーになっちゃってるわけですね。どっ ちを向いて報道産業に従事しているのか、ということで す。そういうところから考えて、ジャーナリズムと公権 力、それから市民社会、この三者の関係をもうちょっと 考え直すことが大事じゃないか、っていうような感じで 整理し直してみたらどうかというようなつもりでこの本 のことをご紹介しました。

まあ、「常に目を見張ってないと、権力はロクなことしないよ」という、これはアメリカの国立公文書館の前にも掲げられている言葉(Eternal vigilance is the price of liberty.)ですけれども。この仕組みを作ることをこれからどう考えるかっていうのが、割と大事かなっていうふうに思います。

最後に宣伝めいてしまいますが、薬害アーカイブズについては、かなり人手が必要なので、もし興味のある方がいらっしゃれば、ぜひお声かけいただいて、資料整理など助けていただけると、ありがたいです。手弁当にはしませんので、よろしくお願いします。あちこち話が飛びまくってしまいましたが、以上でおわりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

# アーカイブズ —アカウンタビリティを越えて—

藤吉圭二(追手門学院大学社会学部)

公開シンポジウム 第1回 「マイノリティ・アーカイブズの構築・研究・発信」 2018年12月1日

立命館大学 衣笠キャンパス 創思館1階 カンファレンスルーム

1

# 0. 本日の報告

- 1. 簡単な自己紹介
- 2. 最近の取組み
- 3. アーカイブズと三権分立
- 4. 知る権利に関するエピソード

2

# 1. 簡単な自己紹介(1)

- □ 1998年より高野山大学(和歌山県)に勤 務。2年目より情報処理委員会に配属。
- □ 大学(や高野山)の持つ文化財をデジタル 化して広報に役立てること(本物に囲まれ た環境で学びませんか)が任務。
- □ ひとまず学内の委員会業務としてアーカイ ブズ界隈に出入り。

#### 1. 簡単な自己紹介(2)

- □ 文化遺産、デジタル化、アーカイブ(ズ)という用語の入った研究会などに参加。
- □ 前近代日本の史料遺産プロジェクト(東京大学史料編纂所)など。
- □ ISAD、EADなどの用語をにわか勉強。
- □ 和歌山県の研究助成で大学所蔵古地図を デジタル化、ネット公開。
- □「人々の共有財産としての文化財」を意識。

# 1. 簡単な自己紹介(3)

- □ デジタル絵図研究会(えずけん)立ち上げ、画像資料と文字資料を統合した資料提示を 模索(入来院家文書が手本)。→細々継続
- □ この前後、アーカイブズ関係の科研に加えて もらいオーストラリアの国立アーカイブズ、ヴィクトリア州の公文書館(PROV)で見学と聴取り調査。→びっくり→「人々の共有財産としての行政文書」にシフト。
- □ 全史料協、日本アーカイブズ学会に参加。

#### 2. 最近の取組み(1)

- □ オーストラリア・ヴィクトリア州のVERSを中心とした公文書公開のしくみ(制度面、運用面)の調査(科研)。
- □ サンフランシスコGLBT歴史博物館および運営主体である歴史協会の調査(科研)。
- □ 薬害被害者団体所蔵資料の整理・調査(厚 労省科研>協力者募集中)
- □ 勤務先のアーカイブズの体制整備。

# 3. アーカイブズと三権分立(1)

- ロ アーカイブズとは:
- □「個人または組織が**その活動のなかで**作成または収受し、蓄積した資料で、継続的に利用する価値があるので保存されたもの」。
- □(古賀崇「アーカイブズの新たな地平へ~ 「情報を残す」ための制度と文化への戦略 ~」2008)

7

## 3. アーカイブズと三権分立(2)

- □ アーカイブズとは:
- □ 組織や個人の活動の経過(時系列)に沿って作成・蓄積される記録の集積
- □ のこと(本報告での定義)。
- ※コレクションとは別のもの

8

# 3. アーカイブズと三権分立(3)

- □「NHKアーカイブス」を例に:
- □ 1. 過去の番組から視聴者のリクエストに応 えて再放送する**シリーズ枠**
- 2. 過去の番組コンテンツを集中保管する施設(埼玉県川口市: NHK番組アーカイブズ学 術利用トライアル)
- □ 3. NHKという組織の活動記録←これ

# 3. アーカイブズと三権分立(4)

- ロ アカウンタビリティ:
- □ アカウンタビリティ:説明責任 …「挙証説明責任」とも(安澤秀一)
- □ どこまで「説明」したら責任を果たしたと言えるのか。
- □ …相手が納得するまで?

10

## 3. アーカイブズと三権分立(5)

- ロ アカウンタビリティ:
- □ その時点で定められていた法律やその他の 規則に基づいて業務が処理されていれば説 明責任は果たされる…と見なし、
- □ とにかく「ルールに従って業務を遂行した」ことが示せたら十分。それが「いいこと」だったかどうかは別問題…と考えるのがいいのではないか。

11

# 3. アーカイブズと三権分立(6)

- ロ アカウンタビリティ:
- ルールにのっとって適切に処理したにもかかわらず不具合が生じることはある。
- □ この時にこそ、アーカイブズの役割が重要。
- □「きちんとやったはずなのにどこがまずかったのか」←失敗を踏まえて「よりマシな処理」のためのルールを追求する。
- □「下手人さがし」ではないアーカイブズの活用。

## 3. アーカイブズと三権分立(7)

- □ 三権の役割分担:
- 立法:行政がやるべきことを法のかたちにまとめる
- 一 行政:法のかたちにまとめられた「やるべきこと」を実行する
- □ 司法:行政の合法性(法の合憲性)を審査する(本報告では立ち入らない)

(Michel-Henry Fabre, La Republique, 1987)

13

## 3. アーカイブズと三権分立(7)

- □ 三権の役割分担:
- □ 立法:行政がやるべきことを法のかたちにま とめる→Plan
- □ 行政:法のかたちにまとめられた「やるべきこと」を実行する→Do
- □ 司法:行政の合法性(法の合憲性)を審査する(本報告では立ち入らない)→**See**

(Michel-Henry Fabre, La Republique, 1987)

1/

#### 3. アーカイブズと三権分立(8)

- □ 行政の説明責任:
- □ →自分たちの遂行した業務が法に則ったも のであることを、証拠(業務書類)を示しなが ら説明する責任。
- □ ここでは「(立法に命じられて)行政の遂行した業務が国民のためになったか」などは問われない(と考えるのがよい。行政が施策の当否を考え出すとむしろ厄介:水際作戦)

# 3. アーカイブズと三権分立(9)

- □ 行政の説明責任:
- □ 法律や規則に不具合があれば行政から立 法に投げかえして、見直しを求めることが重 要。

16

## 3. アーカイブズと三権分立(10)

- □ 行政の説明責任を求める側の課題:
- □ 個人主義:私のことは私が決める
- □ 民主主義:私たちのことは私たちが決める
- □ →ひとつの案件について人々の間で意見が 分かれるだけでなく、ある案件について「そ れは私たちの(政府が対処すべき)問題なの か」で意見が分かれる(公害、薬害)。
- □ …意見調停機関としての政党の役割(?)

17

## 4. 知る権利をめぐって(1)

- □ 行政情報へのアクセシビリティ:
- □ Helen Benedict,
  Virgin or Vamp: How
  The Press Covers Sex
  Crimes, Oxford, 1992
- 4 "She should be punished" The 1983-1984 New Bedford "Big Dan's" Gang Rape



#### 4. 知る権利をめぐって(2)

- □ 行政情報へのアクセシビリティ:
- □ 1983年3月7日の朝、スタンダード・タイムズで警察担当記者として2年の経験を積んでいた26才のアラン・レヴィンは、ニュー・ベッドフォード警察署に赴き日課となっていた日報(log)—報告された日々の犯罪記録—のチェックをしていた。

19

#### 4. 知る権利をめぐって(3)

- □ 行政情報へのアクセシビリティ:
- □ ビッグ・ダン・バーでの集団レイプという報告が目に飛び込んできた彼は、すぐにピンときた。「翌日にはなんとか4段落分の記事をねじこみました。もう締切ぎりぎりだったんです。そこをなんとか手を尽くして交渉しました。というのも被害女性についての記述のせいです。それはもう目もあてられないものでした」

20

#### 4. 知る権利をめぐって(4)

- □ 行政情報へのアクセシビリティ:
- □ 1983年3月7日の朝、スタンダード・タイムズで警察担当記者として2年の経験を積んでいた26才のアラン・レヴィンは、ニュー・ベッドフォード警察署に赴き日課となっていた日報(log)—報告の上げられた日々の犯罪記録—のチェックをしていた。

# 4. 知る権利をめぐって(5)

- □ 行政情報へのアクセシビリティ:
- □ 警察の業務記録が日報としてまとめられ、新聞記者に―もしかしたら誰にでも―閲覧できるよう公開されていた(と考えられる記述)。
- □ 情報源と懇意にならないと取れる情報も取れない、懇意になると取れない情報まで取れる→(日本では)捜査情報の相撲部屋への記者によるリーク

22

## 4. 知る権利をめぐって(6)

- □ 行政情報へのアクセシビリティ:
- □ スウェーデン(ウプサラ、ストックホルム)では 市民図書館(の目立つところ)に市議会の議 事録や主だった行政情報をまとめたファイル が配架されている。
- □ Eternal Vigilance is the Price of Liberty を確保するためのしくみづくりをどうするか?

23

ありがとうございました。 ひきつづき協力者を求めています。 fjosh524@hotmail.com